

議案第5号

関市留守家庭児童教室条例の一部改正について

関市留守家庭児童教室条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月18日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

留守家庭児童教室の開設基準について、児童数に関する基準を廃止するため、この条例を定めようとする。

関市留守家庭児童教室条例の一部を改正する条例

関市留守家庭児童教室条例（平成15年関市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。